## 令和7年度 応急手当普及員講習 [ 開催のご案内

## ○応急手当普及員とは・・・

応急手当普及員とは、心肺蘇生法等を推進するために必要な知識と指導技能を 有する者として認定された方をいいます。

応急手当普及員に認定されると、ご自身が所属する事業所の従業員や自主防災 組織(消防団等)や自治会の構成員等に対し、心肺蘇生法等の指導を行うこと ができます。なお、有効期間は3年で、更新するためには応急手当普及員再講 習を受講する必要があります。



## 〇開催日と申込期間

開 催 日	申 込 締 切
9月14日(日)	
9月21日(日)	8月31日 (日)
9月28日 (日)	

応急手当普及員講習Ⅰでは、3日間で基礎医学(人体の構造、感染防止)と応急手当(AEDの使用方法を含む)の実技や指導方法等を学びます。

※3日間(1日8時間程度)の講習が必須となります。

○講習時間 9時○○分~18時○○分(8時間)

○講習会場 鳥栖・三養基地区消防事務組合

鳥栖市本町三丁目 1488 番地 1

○定 員 1 ○名程度 ※先着順で定員になり次第締め切ります。

(災害出動等諸事情により、開催しない場合もあります。)

**〇受 講 料 無料**(講習終了後、修了証カードを交付します。)

※講習時間に満たない場合(遅刻、早退、欠席等)は、修了証の交付はできません のでご注意ください。

〇申込み方法 「応急手当普及員講習 I 依頼書」に必要事項を記載し、消防本部警防課救急室 へ提出、またはメール及び FAX にて受付しています。

> ※受講対象者は、鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町に居住・勤務・通学されている 方です。

Oテ キ ス ト 応急手当指導者標準テキスト(ガイドライン 2020 対応)東京法令出版 ※テキストは、事前に各受講者様で書籍店等にて購入し、持参して下さい。

**○そ の 他** 当日は筆記用具持参のうえ、動きやすい服装で受講されるようお願いします。 実技がありますので、タオル、飲料水等、着替えは各自で準備をお願いしま す。(任意)

## <問い合わせ及び申込先>

〒841-0088 鳥栖市本町三丁目1488番地1

鳥栖•三養基地区消防事務組合 警防課救急室

電話: 0942-83-7995

メール: keibouka@fd-tosumiyaki.jp